二　前条第二項の規定による調査票（第十条第一項（同項の表二の項に係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表二の項に係る部分に限る。）の規定により回収又は提出の手続を行うものに限る。）の提出の手続

三　前条第三項の規定による調査票（第十条第一項（同項の表二の項及び三の項に係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表二の項及び三の項に係る部分に限る。）の規定により回収又は提出の手続を行うものに限る。）の提出の手続

2　前項の規定により電磁的記録媒体を使用して調査票の提出の手続を行う者は、総務大臣及び経済産業大臣の定めるところにより、当該電磁的記録媒体に、第十二条第一項（同項の表二の項から四の項までに係る部分に限る。）の規定により報告すべき事項を記録して、当該手続を行わなければならない。

3　前二項の規定により行われた手続については、調査票により行われたものとみなして、この省令の規定を適用する。

（電子情報処理組織による調査票の回収又は提出の手続等）

第十五条　次に掲げる調査票の回収又は提出の手続は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して行い、又は行わせることができる。

一　第十条第一項（同項の表二の項から四の項までに係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表二の項から四の項までに係る部分に限る。）の規定による調査票の回収又は提出の手続

二　第十三条第二項の規定による調査票（第十条第一項（同項の表二の項に係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表二の項に係る部分に限る。）の規定により回収又は提出の手続を行うものに限る。）の提出の手続

三　第十三条第三項の規定による調査票（第十条第一項（同項の表二の項及び三の項に係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表二の項及び三の項に係る部分に限る。）の規定により回収又は提出の手続を行うものに限る。）の提出の手続

2　前項の規定により電子情報処理組織を使用して調査票の提出の手続を行う者は、総務大臣及び経済産業大臣の定めるところにより、当該総務大臣及び経済産業大臣の指定する電子計算機に備えられたファイルに、第十二条第一項（同項の表二の項から四の項までに係る部分に限る。）の規定により報告すべき事項を当該手続をする者の使用に係る電子計算機から入力して、当該手続を行わなければならない。

（結果の公表等）

第十六条　総務大臣及び経済産業大臣は、調査票の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

（事業所及び企業の名簿の作成）

第十七条　総務大臣及び経済産業大臣は、調査事業所について、各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を作成するものとする。

（調査票等の保存）

第十八条　総務省統計局長は、調査票を三年間、調査票の内容が記録されている電磁的記録及び結果原表又は結果原表が記録されている電磁的記録を永年保存し、経済産業大臣は、調査票の内容が記録されている電磁的記録を永年保存するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（関連する統計調査の調査票の内容を記録した電磁的記録の保存等）

第二条　経済産業大臣は、第十三条第三項の規定による調査票の審査に利用させることを目的として、工業統計調査規則（昭和二十六年通商産業省令第八十一号）第二十一条第二項の規定により保存されている電磁的記録のうち平成二十二年十二月三十一日現在によって行った同規則第一条に規定する工業調査の調査票の内容を記録したもの及び商業統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第六十号）第二十二条第二項の規定により保存されている電磁的記録のうち平成十九年六月一日現在によって行った同規則第一条に規定する商業調査の調査票の内容を記録したものをそれぞれ複写し、並びに当該複写した電磁的記録を都道府県知事に送付し、保存及び使用させるものとする。

2　都道府県知事は、前項の規定により送付された電磁的記録を平成二十五年三月三十一日まで保存するものとする。

○厚生労働省令第七十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第一項、第十三条第二項第五号、第二十四条の十二、第二十五条の二第六項、第三十四条の二十、第四十五条第一項及び第四十九条並びに社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第一項並びに児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第三十四条の規定に基づき、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令

（児童福祉施設最低基準の一部改正）

第一条　児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「の構造設備」を削り、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項を同条第四項とし、同項の前に次の三項を加える。

児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2　児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3　児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

第七条中「有し」の下に「、豊かな人間性と倫理観を備え」を加える。

第七条の二第一項中「職員は」の下に「、常に自己研鑽に励み」を加える。

第十条第二項中「感染症」の下に「又は食中毒」を加え、同条第三項中「乳児院、保育所、児童厚生施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設」を「保育所及び児童厚生施設」に、「一週間に二回以上」を「入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に」に改める。

第十一条第四項に次のただし書を加える。

ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

第十一条に次の一項を加える。

5　児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

第十二条第一項中「第五項」を「第四項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第十五条第二項中「病院」の下に「又は診療所」を加える。

第十九条の見出し中「乳児院の」を削り、同条中「（乳児」の下に「又は幼児（以下「乳幼児」という。）」を加え、同条第一号中「ほふく室」の下に「、相談室」を加え、同条第二号中「及び観察室」を削り、「それぞれ乳児」を「乳幼児」に、「一・六五平方メートル」を「一・四七平方メートル」に改め、同条に次の一号を加える。

三　観察室の面積は、乳児一人につき一・六五平方メートル以上であること。

第二十条中「乳児十人未満」を「乳幼児十人未満」に改め、同条第一号中「乳児の養育に」を「乳幼児の養育のための」に改め、「室」の下に「及び相談室」を加え、同条第二号中「前項」を「乳幼児の養育のための専用」に、「乳児」を「乳幼児」に、「一・六五平方メートル」を「一・四七平方メートル」に改める。